

資料5-3 土壤汚染対策法の特定有害物質と指定基準等

	特定有害物質	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002mg/L以下	-	0.002mg/L以下
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	-	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	-	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.04mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	-	0.002mg/L以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	0.02mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-	0.01mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	-	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	-	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	-	0.03mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下	-	0.01mg/L以下
重金属類	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
	シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物	(総水銀) 0.0005mg/L以下	15mg/kg以下	(総水銀) 0.0005mg/L以下
		(アルキル水銀) 検出されないこと	-	(アルキル水銀) 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4000mg/kg以下	1mg/L以下	
農薬類	シマジン	0.003mg/L以下	-	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	-	0.02mg/L以下
	チウラム	0.006mg/L以下	-	0.006mg/L以下
	PCB	検出されないこと	-	検出されないこと
	有機燐化合物	検出されないこと	-	検出されないこと

※有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。